

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊運免第226号

令和7年6月13日

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号。以下「改正府令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第48号）が令和6年11月13日に公布され、令和7年4月1日から施行されている。

今回の改正の趣旨及び内容は、別添「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）」（令和6年11月13日付け警察庁丙運発第27号）のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 別添「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。